

読み下し文

天保八年

取締方（とりしまりかた）請印（うけいん）小前帳

酉の三月 山梨郡 江曾原村

村々取締方の儀、申し渡す。

取締方 〓取締りの件、関東取締出役の役人の意味もある
小前 〓村役でない一般農民、本百姓

一 前々（ぜんぜん）、公儀（こうぎ）従（より）仰せ出だされ候御法度の趣、弥（いよいよ）以って堅く相守り申すべき事。

公儀（こうぎ） 〓幕府

御法度（ごはつと） 〓法律、規則、禁止条例

被 仰出（仰せいださる）

「仰せ」は「言う」の尊敬語。「被 仰出」は幕府や領主の通達、命令に使われる言葉である。一般には「仰付」「仰渡」が使われる。

敬語には尊敬語、謙譲語、丁寧語があるが、相手の行為、ここでは「仰（言う）」を敬語表現するのが尊敬語である。自分の行為「申（言う）」は謙譲語である。丁寧語は「候（ます）（です）」のような言葉遣いのことである。同じ文字であっても、どれか決められない。使い方、読み方で判断するため理解が難しい。

「被（る・らる）」は尊敬語にするために使われる助動詞であるがここではすでに「仰」という尊敬語を重ねてより尊敬していることを表している。

幕府領（天領）の村々の管轄は勘定所で、その配下は代官所であるが、文政改革後は代官の上に関東取締出役があった。

相守可申事（相守り申すべき事）「相」は「守」の接頭語。調子を整えるだけで意味はない。「申」は単独では「言う」の謙譲語であるが、ここでは「守」の補助動詞で「言う」という意味はなく、尊敬語として表現するだけの用法となる。

古文書では「被（らる）」、「為（させ）」のような敬語表現が多用されるのでよく理解する必要がある。「被 仰出」の場合の「被」は（さる）と読むので（いでらる）と読み違わないように注意。

一 近年世上、奢りに長じ、百姓共風俗悪しく相成り候により、品々宜からざる義、出来（しゅつたい）候に付き、已来（いらい）風俗立て直し候様、村役人は申すに及ばず、村中一同厚く相心得、仕来（しきたり）にても宜からざる義は、改革致すべく候事。

出来（しゅつたい） 〓出てくること

已来（いらい） 〓以後、これから

仕来（しきたり） 〓従来からの慣習

「出来」は（しゅつたい）（でき）（いできたり）という読み方があるが江戸時代は（しゅつたい）と読ますことが多い。

可致候（致すべく候）、条令文では「可」も多く使われる文字である。助動詞「可（べし）」は意思、当然、命令など、「するのが当然だ」「するのがよい」「せよ」という意味である。読み方は「可候（べく候）」「可事（べき事）」「可（べし）」となる。

一 衣類、食物、家造等は勿論、神事、祭禮、婚禮、佛事等、格別に相成候により、困窮に及び候儀に付き、小前末々まで篤（とく）と申し合わせ、質素、儉約、專一に取り計るべし、尤（もつと）も儉約と吝嗇と混合致さざる様、相心得申すべく候、万一、心得違ひにて、不相応の仕業等、これ有るにおいては、急度（きつと）申し付けるべき事。

急度（きつと） 〓きつく、必ず

一 村々火盗の難、これ有り候えば、多くは無宿、盗賊、博徒の類、村内徘徊致し候を、制し方不行届故の儀に付き、村中一同申し合わせ、穿鑿（せんさく）を遂げ、悪者は勿論、無商買の者など村内に差置かず、右様の者立入らざる様、心付け、夜中も油断無く見廻り、怪鋪体（あやしきてい）の者、見当たり次第搦め捕り、取り逃さざる様致し、手当し差出（いだ）すべき事。

博徒（ばくと） 〓賭博をする人

穿鑿（せんさく） 〓取調べ、調査
手当（てあて） 〓準備、対策、手を打つこと

一 村々の内、身持たざるにて、聊（いささか）の心得違ひなど、これ有る者へは捨て置かず、村役人、親類、組合より、厚く理解申し諭し、本心に立ち帰り、農業出精いたし候様、取計るべし、若、其上にも不止事、身持たざるにて農業不精の者は密かにても申し聞かすべく候事。

組合（くみあい） 〓村の合同体

可申聞候（もうしきくべくそうろう）

意味は「言い聞かすべきだ」であるが読みに注意

一 村々、公事、出入これ有らば、困窮の基に付き、急度（きつと）相慎み、双方共不実にこれ無く候得ば、出入に及び候義はこれ無き筋に付き、万一、余義無き事出来（しゅつたい）候共、成べく丈け、村方に於いて和融、内済致し候様、取り計らうべく候、若し、出入の腰押しなど致し候者、又は、立て難き義を強いて願ひ立て、或いは、大勢騒ぎ立て候義は徒党に付、右様の類、嚴敷（きびしく）吟味を遂げ候条、心得違ひの者これ無き様、常々、小前末々まで申し聞かすべく候事。

公事（くじ） 〓民事訴訟

出入（でいり） 〓刑事訴訟

和融（わゆう） 〓和解させること

内済（ないさい） 〓和解による解決

一 村々にて博奕、賭けの諸勝負事、相催し候得ば、自然と無宿、盜賊の類、入り込み、又は、若者共風俗悪敷相成り候義に付き、居村の者共は勿論、請村、組合村々よりも相互に穿鑿を遂げ、縦令（たとい）一錢二錢の取引、又は紋付唐ぼた投錢の類、十五才已下の子供たり共、博奕の筋は嚴鋪（きびしく）相制し、親々よりも嚴重に教諭致し、其の上にも相催し候わば、幼年の者たりとも差し押さえ、差出（いだ）すべく候事。

縦令（たとい）

|| もし、かりに

紋付唐ぼた

|| (不明)

已下（いか）

|| 以下

一 婚禮の節は、貧福の身元に依らず、郡中一統、一汁一菜、（其）所有合（ありあい）の品を以って、軽き酒肴差出し、衣類の儀も村役人は妻子共、紬、布木綿、小前は布木綿計り着るべし、櫛、簪筭（かんざし）は銀、鼈甲（べっこう）の類、相用いず、村役人、親類、向う三軒両隣に限り、相招き申すべく候、紗綾（さあや）、縮緬（ちりめん）、其の外花麗（かれい）の衣類、相用い申さず、大勢打寄り無益の費、これ無き様取り計らい、前々、御触の趣、堅く相守るべき事。

有合（ありあい）

|| ありあわせ

紬（つむぎ）

|| 絹織物の一種

鼈甲（べっこう）

|| タイマイ（亀の一種）の甲羅

紗綾（さあや）

|| 絹織物の一種

縮緬（ちりめん）

|| 絹織物の一種

一 婚禮、其外祝義事、又は、道祖神祭礼の節など、若者共難題など申し掛け、或いは、隣村などより賀、嫁の節、通行の途中にて、金錢など差出させ候様成る儀、これ有り哉に相聞け、揺（ゆす）り同様の所業、以っての外の義に付き、以来、急度（きつと）相止め、万一、仕来（しきたり）などと相止めざる村方は、嚴敷（きびしく）吟味を遂げ候条、心得違ひ、これ無き様致すべき事。

吟味（ぎんみ）

|| 調査、取調べ

一 無宿者、火附、盜賊の類、差押え差出し候得ば、村入用（にゆうよう）相嵩（かさみ）候を厭ひ、悪者と存じながら見遁し候村方もこれ有り哉二相聞け、如何事（いかごと）に付き、以来は御領知内村々五六ヶ村ずつ組合を立て置き、兼て相図（あいず）などの義も申し合せ置き、悪者入り込み候わば、搦め捕り差し出すべく候、有宿にこれ無き悪者、差押え差出し候、入用は組合村高割にて差出すべき事。

入用（にゆうよう）

|| 出費、経費

如何事（いかごと）

|| 曲事（くせごと）

以来（いらい）

|| 前出の已来と同じ。以後、これから

一 社倉穀の義は、万一、凶年打ち続き候節の御救筋、届なされ難き義に付き、去る巳年、御仕法仰せ出され候得共、未だ充実これ無処、既に当申年、稀（まれ）成る違作にて、郡中難渋の折柄、御手当方も行届き兼（かね）候義に付き、村々役人は

勿論、百姓共の内、身元ケ（か）成りの者共は、取続き方相成り兼（かね）候実に難渋のもの共へ、米穀、金銭にても施し差遣し、又は、融通などいたし、取續かせ候様、取計るべく候、尤も追々、奇特（きどく）の筋これ有る者は、村々役人より申し立てすべく候事。

社倉穀
御救筋（おすくいすじ）
御仕法（ごしほう）

違作（いさく）
奇特（きどく）

御仕法（ごしほう）
違作（いさく）

奇特（きどく）
違作（いさく）

奇特（きどく）
違作（いさく）

一 葬礼、佛事などの義も、貧福の身元によらず。一汁一菜の外、酒肴など決して差出さず、親類、組合村役人、並びに向ふ三軒両隣のもの共にて、手輕に営み申すべく候事。

組合村役人

一 常々農業出精いたし、両親に孝行を尽し、夫婦、兄弟中能（なかよ）く、朋友の交り誠を尽し、下人は主人を大切にいたし候義は、人道の常ながら、格別忠孝、奇特之者これ有らば、申し立てすべく候事。

出精（しゅつせい）
中能（なかよ）

右の趣、仰渡され候処、小前末々まで洩らさざる様、篤と読聞

かせ、承知の上、印形これを取り、万一、心得違ひの者ども、御座候わば、何様の御咎（とがめ）にも仰付けらるべく候、其の為、村中惣連印形取揃え差上げ奉り候、以上。

御咎（おとがめ）
村中惣連（むらじゅうそうれん）

印形（いんぎょう）
天保八酉年三月

天保八酉年三月

山梨郡 江曾原村

名主

多右衛門 印

長百姓

仁兵衛 印

百姓代

惣右衛門 印

（省略）

八幡

御役所